

防府市屋外分煙施設整備費補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 2 2 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、屋外分煙施設の普及を促進することにより、望まない受動喫煙を減らすことで、市民が健康で快適に生活できることを目的として実施する屋外分煙施設整備事業に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 屋外分煙施設

施設の全部の場所を喫煙する場所とする屋外の分煙施設をいう。

(2) パーティション型

壁で囲まれ、かつ上方が開放された構造物をいう。

(3) コンテナ型

壁及び天井で囲まれ、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物をいう。

(4) 補助事業

補助の対象の施設を整備する事業をいう。

(5) 補助事業者

補助金の交付の決定を受けた者をいう。

(補助の対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、防府市内の土地又は建物を所有若しくは使用する者又は団体であつて、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、国、独立行政法人及び地方公共団体を除く。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）による手続きをしている事業者でないこと。

(3) 防府市暴力団排除条例（平成 2 3 年防府市条例第 2 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(補助の対象となる屋外分煙施設)

第4条 補助対象となる屋外分煙施設は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 設置場所が防府市内であること。ただし、健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第5号に定める第一種施設に該当する場所を除く。
- (2) 一般に開放され、無料で利用できること。
- (3) パーティション型又はコンテナ型の屋外分煙施設は、それぞれ次に掲げる要件を満たすこと。

ア パーティション型

- (ア) 壁については、一定程度の高さ（2～3メートル程度）があること。
- (イ) 出入口には、方向転換のためのクランクがあること（2回以上のクランクがあることが望ましい）。
- (ウ) 四方の壁の下部に給気用の隙間（10～20センチメートル程度）があること。
- (エ) 天井の一部を囲う場合には、天井に勾配をつけるとともに、壁と天井の間に人通りの少ない場所に向けた排気のための開口面があること。

イ コンテナ型

- (ア) 排気口は、天井近くの高い位置とし、人通りの少ない場所に向いていること。
- (イ) 給気口（出入口と兼ねることも考えられる）は、排気口の反対側に設置されていること。

(補助の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、屋外分煙施設として設置する、パーティション、コンテナの購入、設置等に係る経費とする。なお、屋外分煙施設の設置について、別にこの要綱に基づく補助以外の補助金等の交付を受ける場合は、補助金の補助対象経費から控除する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に掲げる経費の2分の1

とし、屋外分煙施設1箇所につき250万円を限度額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 設置費用の補助を受けようとする者(以下「補助金申請者」という。)は、屋外分煙施設の設置に関する契約の締結前かつ工事の着工前に、防府市屋外分煙施設整備費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設設置計画書(第2号様式)
- (2) 屋外分煙施設を設置する土地又は建物を賃貸借等する場合は、賃貸借契約書等の写し
- (3) 屋外分煙施設の図面(案内図、配置図、平面図及び立面図)
- (4) 屋外分煙施設を設置する前の設置場所の遠景、近景等の写真
- (5) 屋外分煙施設の設置に係る見積書(内訳が分かるもの)の写し
- (6) この要綱に基づく補助以外の補助金等の支援を受けている場合は、その内容及び内訳が分かる書類
- (7) 誓約書(第3号様式)
- (8) 市税の滞納がないことの証明書
- (9) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、防府市屋外分煙施設整備費補助金交付決定通知書(第4号様式)により、また、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、防府市屋外分煙施設整備費補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、補助金申請者に対し通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出して行うものとする。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して20日とする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容（軽微な変更を除く）の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、速やかに、防府市屋外分煙施設整備費補助金変更・中止・廃止承認申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出書類を審査の上、承認する場合は、防府市屋外分煙施設整備費補助金変更・中止・廃止承認通知書（第7号様式）により、また、不承認とする場合は、防府市屋外分煙施設整備費補助金変更・中止・廃止不承認通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、屋外分煙施設の設置工事完了後、速やかに市に報告し、施設等の工事完了検査を受けたのち、防府市屋外分煙施設整備費補助金実績報告書（第9号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 屋外分煙施設の図面

(2) 屋外分煙施設の全景及び主要な部分の写真

(3) 屋外分煙施設設置工事に係る施工業者からの請求書及び請求内訳、施工業者の領収書の写し又はそれと同等と認められるもの

(4) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容（第10条第2項の規定により変更承認をした場合はその承認された内容）に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、防府市屋外分煙施設整備費補助金交付確定通知書（第10号様式）により通知する。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付を受けようとする者は、前条の通知を受けたときは、速やかに、防府市屋外分煙施設整備費補助金交付請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容または交付の条件に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、防府市屋外分煙施設整備費補助金交付決定取消通知書（第12号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金がすでに交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助金の全部または一部の返還を請求するものとする。

（関係書類の整備）

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（検査等）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（補助事業者の責務）

第18条 補助事業者は、設置した屋外分煙施設の周知について、市が実施する事業に協力しなければならない。

2 補助事業者は、設置した屋外分煙施設に関する苦情等については自らの責任で対応しなければならない。

3 補助事業者は、次条第1項により処分が制限される財産について、第12条の規定による補助金の額の確定の通知の日から次の各号に定める時点のいずれか短い方を経過するまでの期間（以下「処分制限期間」という。）は、適切に維持管理しなければならない。

- (1) 5年

- (2) 災害又は火災により損壊したとき、都市計画事業等を施行するために必要であるとき等、補助事業者等の責に帰することのできない事由により取り壊す必要がある時点

(財産の処分の制限)

第19条 屋外分煙施設を設置した者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならず、処分制限期間内に取得財産を処分する場合、あらかじめ防府市屋外分煙施設整備費補助金財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、屋外分煙施設の設置に対して交付した補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認にあたり、別表に掲げる経過期間に応じ、右欄に定める金額の返還納付等を条件として付すものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

3 前項の返還金の額の算定において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表（第 19 条第 2 項関係）

経過期間(※)	金額
(1) 4 年以上 5 年未満	補助額の 1 / 5 に相当する金額
(2) 3 年以上 4 年未満	補助額の 2 / 5 に相当する金額
(3) 2 年以上 3 年未満	補助額の 3 / 5 に相当する金額
(4) 1 年以上 2 年未満	補助額の 4 / 5 に相当する金額
(5) 1 年未満	補助額全額

※ 経過期間とは、屋外分煙施設の供用開始日から第 19 条第 1 項の規定による財産処分の承認の日までの期間とする。